

防衛・風力発電調整法に基づく制度についての周知

経済産業省
大臣官房 産業保安・安全グループ
電力安全課

令和7年3月1日に、「風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律（令和6年法律第39号）（以下「防衛・風力発電調整法」という。）」が施行されました。

防衛・風力発電調整法では、風力発電設備の設置が、我が国周辺の警戒監視等を行う自衛隊のレーダーや人工衛星と地上局との間で行われる無線通信に障害を及ぼすことの無いよう、風力発電設備（※1）の設置者に対して、1. に記載の義務を課しています。

風力発電設備の設置者の皆様におかれましては、当該義務の対象となる場合には、2. のHPに記載の案内を参考に、防衛・風力発電調整法に基づく義務を適切に履行いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1. 義務の内容

① 令和7年5月1日以降、防衛大臣が指定する電波障害防止区域（※2）において、新たに風力発電設備の設置又は変更の工事を行う場合には、当該設備の設置者に対して、あらかじめ防衛大臣に対して届出を行い、その工事によって自衛隊のレーダー等に影響が生じないかについて防衛大臣の確認を受けることが義務付けられます。

※ 防衛省では、本届出に先立ち、風力発電設備の設置等が自衛隊のレーダー等に影響を及ぼすかを確認するための「事前相談」を受け付けています。

② 令和7年5月1日時点で、防衛大臣が指定する電波障害防止区域において、現に工事中であるもの（※3）については、防衛大臣に対して、遅滞なく、事後的に届出を行うことが義務付けられます。

2. 防衛省の関係HP

<https://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/windpower/index.html>

3. 新制度についてのお問い合わせ先

防衛省防衛政策局運用基盤課 風力発電相談窓口

03-3268-3111

f-soudan@ext.mod.go.jp

- ※1 陸上において羽根の回転により風力を電気に変換する発電設備であつて、羽根の長さが5メートル以上のもの又は風車高（羽根の先端が最も高い位置にあるときの羽根の先端と地表との垂直距離をいう。）が20メートル以上のものをいう。
- ※2 令和7年5月1日から有効となる電波障害防止区域。
<https://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/windpower/area.html>
- ※3 令和7年5月1日の時点で工事中であるものや、工事前であるものの以下の（イ）～（ハ）にあたるもの。
- イ) 電気事業法第46条の17第2項の規定による経済産業大臣からの通知（環境アセスメント手続における評価書の確定通知）を受けている
 - ロ) 電気事業法第48条第1項の規定による主務大臣への届出（工事計画の届出）をしている
 - ハ) これらと同等程度に手続を経ているものと認められる